

官製ワーキングプア研究会 Report レポート

2015年1月 第13号

2015- 1



なくそう！官製ワーキングプア第2回大阪集会

2014年11月3日、2回目の大阪集会を開催した。今回はその特集。参加者アンケートを見ていただくとよくわかるが、非正規当事者の参加が多い。それだけ課題が山積している反映であると同時に、運動への期待もある。ただ、公共サービスを支えている民間（NPOや財団・社団なども含め）労働者に、運動はまだ届いていない。労働運動が「社会運動」として機能し得るか、大きな課題ではないか。（白石 孝）

目 次

特集1　なくそう！官製ワーキングプア第2回大阪集会

1 集会のあらまし「枠組みを超えて広がった」	川西 玲子	2
2 入選した川柳の紹介など	正木 斗周	3
3 参加者アンケートから	西村 聖子	5
4 感想	时任玲子、内藤進夫	7

特集2　非正規公務員の公務（労災）補償について

山下 弘之 8

特集3　東京都非常勤の一般職化提案の経過

白石 孝 12

現場から 1 板橋区における児童館学童非常勤の切り捨ては許さない

14

2 フロラシオン青山、中国のユニクロ関連会社争議

15

お知らせ、編集後記

16

枠組みを越えて広がった 「なくそう！官製ワーキングプア」第2回大阪集会

11月3日、エルおおさかで「なくそう！官製ワーキングプア」第2回大阪集会が開催されました。昨年に引き続いだ2回目の開催です。主催は同実行委員会で、共催は民主法律協会・大阪労働者弁護団・非正規労働者の権利実現全国会議・NPO労働と人権サポートセンター大阪・NPO官製ワーキングプア研究会でした。

参加者は、午前中の5つの分科会～①運動の報告と交流、②任用論を越える、③総務省実態調査の分析、④委託・指定管理者の状況と取り組み、⑤官製ワーキングプア入門講座、に103名、午後からの全体会に160名の参加がありました。

また、前田達男金沢大学名誉教授、西谷敏大阪市立大学名誉教授、脇田滋龍谷大学教授、上林陽治自治総研研究員など学者・研究者の皆さんにもご協力をお願いして、午前中の分科会から午後の全体会、終了後の交流会まで参加していただき、現場の非正規労働者を大いに励ました。大変充実した集会になりました。

集会は社会的にアピールし、

改善につなげる目的で開催

この集会の目的は、公務職場で増え続ける非正規労働者が正規とは大きな格差のある待遇におかれ、3年、5年と期限を付けられた不安定な雇用を強いられ、また20年30年勤続であっても「公務は契約ではない任用だ」と一方的に首を切られる、こんな理不尽な実態を社会的にアピールしようというものです。ナショナルセンターを越えた臨時・非常勤が自ら立ち上がり、労働組合・弁護士・学者・研究者と協力して取り

組んできたものです。

昨年7月には総務省が全国の自治体に通知を出し、特別職非常勤（労働法・労組法全面適用）を一般職非常勤（公務員法適用）か「任期付職員」に位置付けるよう任用替えを示しました。この間非常勤の手当（一時金・退職金）を巡る判決でも「任用」と「実態」のかい離が明らかにされ、もはや繋いようのない事態になっています。そして今吹田の非常勤雇い止め裁判では、まさにそのことが大事な争点の一つとして争われています。

私たちの前に立ちふさがる「任用」とは何かをいま一度しっかりと学ぶ必要があると、吹田裁判の意見書を書かれた前田達男先生を金沢からお招きして、午前の分科会では日本の公務員法がドイツ官吏制度を取り入れ、戦後改革の中で公務員の身分関係はすべて「任用」と統一された歴史的経過と、今後どうあるべきかを講演していただきました。

午後の全体会では前田先生と河村学弁護士との掛け合いトークでさらに解かりやすく、もともと吏員とは違って雇用契約関係にあった3分2もの労働者には、市民法の一般原理である合理的意思解釈や信義則といった法理を適用することが可能になると言われたことは、私たちを大いに励ますものでした。

多彩な企画の全体会

午後の全体会は中西基・小野順子弁護士の司会で始まり、オープニングは、掛け持ち大学非常勤講師のコール佐藤さんがギター片手に登場「非常勤ブルース」で楽しく元気よく開会しま

した。

深読みトークでは城陽市非常勤の中労委事件について塩見卓也弁護士が「労働委員会でなら不当労働行為は職場復帰命令が出せる」と聞っている事案を報告しました。

リレートークでは、ハローワーク雇い止訴訟、東大阪学童保育指導員解雇事件、大阪大学非常勤雇い止事件、混合組合の団交権訴訟などを当事者が報告し、多くの職場で闇いが広がっていることを実感しました。

事前に募集した川柳には241句の応募があり当日入選作が発表されました。選者は昨年に続いてレイバーネット川柳班の正木斗周さんにお願いしました。「安倍首相」のお題では、「返り咲きしたと思えば狂い咲き」、自由句では、「奴隸ではないと手足が叫び出す」「年金に早く逝けよと急かされる」など思わず共感しうなづきました。（4頁に報告）

続いていま臨時・非常勤がもっとも知りたい総務省「7.4新通知」について解かりやすい「模擬団交」から始まり、通知の背景・あらまし、すでに悪用されようとしている東京都の当局提案の内容などが上林陽治さんや玉城さん（東京都の消費生活相談員）、白石さんから報告され、短い時間でしたが通知をめぐる現時点の状況が交流されました。

最後に集会のまとめ的な発言、西谷先生は「いまの公務員の法制度は無茶苦茶だ、特に特別職非常勤（3条3-3）はひどく本当に法治国家といえるのか、法と実態の矛盾を通知一つでは正できるのか」と総務省のいい加減さを指摘し、「現在地方公務員法のコメントを作っている。総務省作成のものが普及しているがもっと正しい解釈のものを作りたい。来年3月には

発売できるので大いに役立ててほしい」「公務員制度はどうあるべきか積極的に打ち出していくべき」と話されました。

脇田先生は韓国の「風船効果」（非正規運動で押し込めば、使用者側は悪知恵を働かせて他の就労形態を考え、間接雇用や特殊雇用（請負）が風船のように膨らむ）の危険性について話され、直雇用の官製ワーキングプアをなくす運動だけでは業務委託（偽装請負での丸投げ）が増える可能性があると指摘されました。

また、上林さんは反アパルトヘイトの闘いに触れ「非正規が非正規でいるという事が、自分たちの責任ではないと言う事を常に意識して、抑圧されている事実をきちんと認識しよう。そして自分たちが正しいと言える運動を創ろう、攻撃する側の言葉を使わず自分たちの言葉と文化を持とう」と結ばれました。

そして、最後に共催団体でもある非正規労働者の権利実現全国会議の村田浩治弁護士から、緊迫した派遣法の国会情勢の報告と必ず成立を阻止するために署名・ネット署名の訴えがありました。

今年の集会は、社会的にアピールしたいという私たちの願いどおり、参加者の所属は68組織と多岐にわたって広がり、組合未加入の参加者もありました。また、初めて市会議員の参加も3市3名あり、マスコミは新聞4社、毎日放送は翌日の夕方の番組「VOICE」で報道しました。

正規・非正規、組織・未組織、ナショナルセンターの枠組みを越えて、「なくそう！官製ワーキングプア」という一致点でさらに大きな運動にしていきたと思います。

（実行委員会・川西 玲子）

大阪集会・川柳入選句発表

◆課題吟「安倍首相」、および自由吟を公募しました。投稿者65名、課題吟「安倍首相」が114句、自由吟が127句の、総計241句でした。

◆総評：課題吟では、アベノミクスという新語を茶化したいという意識が皆さん強かったのでしょうか、ダジャレで処理をしようとして、結果的にはうまくいかなかったようです。表面的な言葉の洒落より、本質をえぐる句を期待したいところ。

自由吟で驚いたのは、大阪集会での川柳であるにもかかわらず、大阪市長を皮肉った句などが一切なかったということ。これは不思議でした。川柳の公募は全国区とはいえ、大阪人はもう橋下に慣らされてしまっているのか、それとも川柳にする価値もない人物とみなしているのか…。

以下、斗周選の入選句と寸評です（各天地人+佳作3句）。

○課題吟「安倍首相」

天 返り咲きしたと思えば狂い咲き 十六夜

- 第一次安倍内閣からまさかの返り咲き、それが嘔然とするばかりの狂い咲き。「返り咲き」と「狂い咲き」を対にして、安倍内閣の実相をズバリ指摘した。

地 官僚は總理のん気で留守がいい 四迷亭

- 「亭主元氣で外がよい」のパロディ。官僚にとってはまことに扱いやすい總理なのだろう。まさにアンダー・コントロール。

人 安倍さんの胃痛この頃期待する クジラ

- 第一次安倍内閣は腹痛で終わった（ということになっている）。庶民が期待するのは2回めの腹痛。その程度の宰相。

佳作

尊敬デス病気と仕事日々共生 尻餅

- 「病気」を常軌を逸した右傾化政策そのものと解釈した。ほんとによくやるねえと皮肉の一句。

安倍男雫五人官女を侍らせる 春翁

- 安倍のにやけ顔が浮かんでくるような句。本来三人官女だが、五人官女。しかし4人になつたりフラフラ。

ハルカスにはるかに劣る安倍はカス 世直士

- 安倍と阿倍野ハルカスをひっかけての狂句で洒落のめした。リズム、口調が秀逸。

○自由吟

天 奴隸ではないと手足が叫びだす 白眞弓

- ストレスが極端にまで高まるとき、自分では精神的にしっかりしていると思っていても身体に変調をきたす。心身症。手足が叫びだすと表現したところが見事。

地 スーパーのチラシで夢を食べている 十六夜

- 切ない句。満艦飾のチラシを眺めて気持ちだけ満足させ、自分は賞味期限切れ寸前のわけあり商品を買って日々暮らすのだろうか。

人 後悔をして欲しい人いますよね 山縣敏夫

- とぼけた口調。読んだ人のそれぞれの頭のなかに、後悔させたい人物の顔が浮かぶ面白さ。

佳作

年金に早く逝けよと急かされる クジラ

- 同様句はあったが、この句は年金を擬人化して表現。川柳の技。

元部下にゴマをスリスリ再雇用 白眞弓

- 以前の部下に揉み手をする屈辱的な様子がリアルに浮かぶ。「ごまをスリスリ」の部分に口調を描えるための作為が見えるのが惜しい。

今日もまたハローワークで顔が合い 氷川の杜

- 今の状況を描いた句。ただしこの句の発想自体は新しくない。高齢者川柳ならハローワークの代わりに病院とすれば似た句ができてしまう。もう一ひねりあればいいのだが。

(報告：正木 斗周)

なくそう！官製ワーキングプア第2回大阪集会 ～参加者アンケートより～

午前の分科会に103名、午後からの全体会に160名の参加がありました。その中の約4分の1の37名の方からアンケートをいただきました。当日は、かなりタイトなスケジュールでしたのでアンケートを書く時間も少なかったのですが、反対にこの短い時間の中でも、アンケートにご協力いただいたことは貴重です。ご協力感謝しております。集会全体を代表した意見とはいいがたい面もありますが、参考にここでご紹介させていただきたいと思います。

今回のアンケートでは、主に5つのことについて尋ねています。

1. 所属 2. 参加した分科会（午前）と今後希望するテーマ 3. 星休みビデオ 4. 全体会（午後）の感想 ①深読みトーク ②リレートーク ③公募川柳、歌 ④特別企画「総務省通知」 ⑤学者・研究者からのコメント 5. 今後への要望（①取り上げてほしい課題②開催時期③自由記述） です。参加者160名 回収37名（回収率・23%）

1. 所属（複数回答可）

複数回答可なので正確とはいえないですが、やはり現在非正規雇用されている方の参加が19名と全体の半数を占めています。また、公務直接雇用の方が6名と全体の16パーセントで、その中には非正規雇用の方、正規雇用の方もおられます。狭い意味での「官製ワーキングプア（直接雇用の非正規公務員、委託や派遣された間接雇用の非正規公務員は除外）」といわれる方が多かったかは不明ですが、民間を含む間接雇用の方の参加は0でしたので、全体としては、直接雇用の非正規公務員の方の参加が多かったといえるでしょう。さらに、労働組合になんらかの形でかかわっておられる方が27名（複数回答可）と割合が高かったことは、集会の特徴ともいえるのではないでしょうか。

厚生労働省の2013年「労働組合基礎調査」によると、パートタイム労働者の推定組織率は6.5%（正社員の推定組織率は17.7% 調査が始まった1947年以降で過去最低）、組合員数は91万4,000人といわれ、この調査が始まった1990年以降で過去最高を更新しているものの非常に低い組織率であることを考えると、集会には労働組合への感度の高い非正規雇用の方の参加が多かったと思います。

また、弁護士、研究者に加え、市会議員の方からのアンケートも返ってきており、多様な職種の方の

参加がうかがえます。

2. 参加した分科会（午前）・今後希望するテーマ

参加していない方もおられますが、5つの分科会に参加された方からの回答をまんべんなく得ており、若干4分科会の「委託・指定管理者」「官製ワーキングプア入門講座」への参加者の回答が多かったといえます。

今後期待する分科会テーマでは、今回開催された「官製ワーキングプアの入門講座」「委託、指定管理」を再度希望、さらにそこを深めるようなものを望む声がありました。また、現状について法的に押さえることに加え、「無期化について」や、現状を変えるためにどのような法改正が必要かといった、「では、これからどうするのか？」という具体的な提案をする分科会の要望があったのは、現場の非正規雇用の方、組合関係の方の参加の多さから考えると、特徴的なことだと思います。私の個人的見解ですが、単に「非正規公務員の正規公務員化」を要求するというものではなく（それも大事ですが）、より「自分たちも関わるようななかたちで、実現可能で具体的な提案」を望んでいらっしゃるのではないかと感じました。

3. 星休みビデオ

概ね好評だといえますが、星休み中で、（一部・全部）観られなかったという意見も多かったです。

4. 全体会 感想

①深読みトーク「いま、現場で何が起こっているのか」

全体的には、前田先生、河村弁護士「吹田市訴訟・任用論」塩見弁護士「城陽市」のお話は、短い時間の中でもポイントが要約されており、わかりやすかった、おもしろかった、勉強になったという好印象の感想が多かったといえます。反面、話が早すぎてついていくのが大変だった、難しかったという意見もありました。

また、ここで特徴的なのは、確かに勉強になったものの「実態と法のかい離」や「判例から学ぶことも多いが、現場の取り組みにどう結び付けていけばよいのか」「訴訟となった現場の方の仕事の内容を知りたい」といった意見がありました。理論的・法律的に正しいことでも、実際にそれをどう実践していくべきなのか、現場で働くなかで、労働組合活動の中で、これらを具体的にどのように行動化すればよいのかという悩みも多く、非常に現実的な感想だといえます。